

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第34号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第11条農林振興室の款農林企画課の項第8号中「京北農林業振興センター」を「京北・左京山間部農林業振興センター」に改め、同項第9号及び第10号中「事務の」の右に「執行（北部農業振興センターの所轄区域に係るものに限る。）及び」を加え、同項中第29号を第31号とし、第28号を第30号とし、同項第27号中「京北農林業振興センター」を「京北・左京山間部農林業振興センター」に改め、同号を同項第29号とし、同項中第26号を第28号とし、第25号を第27号とし、同項第24号中「現場検収」の右に「に関する事務の執行（北部農業振興センターの所轄区域に係るものに限る。）及び統轄」を加え、同号を同項第26号とし、同項第23号中「検査」の右に「に関する事務の執行（北部農業振興センターの所轄区域に係るものに限る。）及び統轄」を加え、同号を同項第25号とし、同項中第22号を第24号とし、第12号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 里道（専ら農林業の用に供するものに限る。）及び農業用水路等に係る境界の明示に関すること。

(13) 農業用水の水源対策（山地水に関するものを除く。）に関する事務の執行（北部農業振興センターの所轄区域に係るものに限る。）及び統轄に関すること。

第11条農林振興室の款林業振興課の項第1号中「事務の」の右に「執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び」を加え、同項第2号中「向上」の右に「に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄」を加え、同項第3号中「林産物の」の右に「生産、」を、「流通」の右に「に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄」を加え、同項第4号中「、森林開発及び山地保全」を「及び森林保全に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄」に改め、同項第5号中「市有林施業」を「市有林の管理その他施業に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄」

に改め、同号ただし書を削り、同項第6号中「事務」の右に「の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄」を加え、同号ただし書を削り、同項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、同項第11号中「現場検収」の右に「に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄」を加え、同号を同項第13号とし、同項第10号中「検査」の右に「に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄」を加え、同号を同項第12号とし、同項第9号中「助成」の右に「に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄」を加え、同号を同項第11号とし、同項第8号中「台帳」の右に「に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄」を加え、同号を同項第10号とし、同項第7号中「次号」を「第10号」に改め、「の管理」の右に「に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄」を加え、同項ただし書を削り、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (9) 前号に掲げるもののほか、林業用施設の改修及び維持管理に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄に関すること。

第11条農林振興室の款林業振興課の項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 森林経営管理法による事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄に関すること。

附 則

この規則は、令和3年7月26日から施行する。

(行財政局人事部人事課)